

檀原市立図書館資料複写要綱

(平成8年5月30日教育委員会告示第11号)

(趣旨)

第1条 檀原市立図書館における資料複写については、檀原市立図書館の管理運営に関する規則(平成8年檀原市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第17条に定めるもののほか、この要綱の規定による。

(複写申込み)

第2条 図書館資料の複写を依頼しようとする者(以下「申込者」という。)は、規則第17条第1項の資料複写申込書に所定の事項を記入し、館長に提出するものとする。

(受付時間)

第3条 資料複写の受付時間は、午前9時30分から閉館時間30分前までとする。

(費用の負担)

第4条 申込者は、複写に要する費用として複写1枚につき10円を負担するものとする。

(複写の種類)

第5条 資料の複写は、電子複写機による複写とする。

(著作権の保護)

第6条 複写することにより著作権上の問題が生じた場合は、すべて申込者がその責めを負うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から実施する。